滋賀県告示第 号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、滋賀県漁業調整規則(令和2年滋賀県規則第103号)第4条第1項第1号に規定するえびたつべ漁業、同項第8号に規定するよし巻漁業、同項第9号に規定するかご漁業、同項第10号に規定する竹筒漁業および同項第11号に規定する延縄漁業の制限措置および許可または起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定め、令和7年10月1日から施行する。

令和7年9月30日

滋賀県知事 三日月 大造

1 制限措置

漁業種類	船舶等の数 または漁業 者の数	船舶の総ト ン数	推進機関の馬力数	操	業	区	域	漁業時期	漁業を営 む者の資 格
えびたつべ 漁業(動力 漁船を使用 するもの)	定数なし	5トン以下	127キロワッ ト以下	県内全域				周年	滋賀県に 住所を有 する者
えびたつべ 漁業 (動力 漁船を使用 しないも の)	定数なし	ł	-	県内全域				周年	滋賀県に 住所を有 する者
よし巻漁業	定数なし		_	琵琶湖				7月20日 から翌年 4月30日 まで	滋賀県に 住所を有 する者
かご漁業	定数なし	I	_	県内全域				周年	滋賀県に 住所を有 する者
竹筒漁業	定数なし	-	-	県内全域				周年	滋賀県に 住所を有 する者
延縄漁業	定数なし	-	_	県内全域				周年	滋賀県に 住所を有 する者

² 申請期間 令和7年10月1日から令和8年3月31日まで